

3. 景観保全に関する法制度と保全に向けた取り組み

(1) 景観保全に関する法制度

瀬戸内海は、美しい海と大小の島々の自然景観、そして漁港や港町、神社仏閣、棚田風景、人々の生活や歴史を感じさせる文化的・歴史的景観に満ち溢れている。近年では、島をつなぐ橋、工場夜景も瀬戸内海の景色として挙げられるようになった。

昭和後期の高度経済成長の都市化や工業化等によって、瀬戸内海の風景は変容した。画一的な街並みづくりによって、地域の個性、固有性が失われていった。

しかし、近年、人々の生活や風土に深く結びついた地域特有の景観の重要性が見直され、その保護の必要性が認識されるようになった。日々の生活に根差した身近な景観としての“文化的景観”は、日頃その価値にはなかなか気づきにくいものである。その価値を正しく評価し、地域で護り、次世代へと継承していくために、平成16年、文化財保護法の一部改正で「重要文化的景観」の選定制度を文化庁が設けた。

そして、平成17年6月、国土交通省が都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するための景観法を全面施行。それ以降、景観行政団体である地方公共団体は条例で景観問題に対して大きな役割を果たすことが可能になった。さらに、平成20年11月には、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）が施行され、歴史まちづくりに係る様々な取り組み（歴史的風致維持向上計画）が景観保全にもつながるようになった。

また、平成27年2月の瀬戸内海環境保全基本計画の変更及び10月の瀬戸内海環境保全特別措置法の改正により、「豊かな海」の実現に向けたそれまでの2つの基本計画の目標「水質の保全」、「自然景観の保全」は、「沿岸域の環境の保全及び創出」、「水質の保全及び管理」、「自然景観及び文化的景観の保全」、「水産資源の持続的な利用の確保」という4つの目標に追加変更された。ここでも「文化的景観」の保全が掲げられている。

こうした景観保全の制度を受けて、地域で独自の自然や歴史・文化、産業等を活かした景観形成の取り組みが進むようになり、観光や交流、環境教育の活性化につながっている。「景観」の保全は、地域の魅力を創出し、活性化を促しているのである。一方で、景観を守る地域の過疎高齢化に伴うマンパワー不足が深刻な問題ともなっている。

(2) 景観保全の取り組み事例

表3-1 に瀬戸内海沿岸部の行政団体による景観の保全に向けた施策の事例を収集した結果を示す。ここでは22件の事例が収集された。具体的な個々の事例概要を表3-2に示す。